

## 司法修習委員会（第6回）議事録

### 1 日時

平成16年3月17日（水）午前10時から午後零時20分まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）今田幸子，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，白木勇，高橋宏志（委員長），  
宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，稻田伸夫，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江  
（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，中村慎，林勘市，若林茂雄  
（敬称略）

### 4 議題

#### （1）協議

- ・集合修習の在り方
- ・成績評価の在り方

#### （2）今後の予定等について

### 5 配布資料

#### （資料）

- 2 1 - 1 民事系科目の連携・共通化について
- 2 刑事系科目の連携・共通化について
- 2 2 「成績評価の在り方」に関する論点
- 2 3 「成績評価の在り方」に関する基本的考え方（案）
- 2 4 - 1 司法修習における成績評価の実情
- 2 第56期司法修習生考試日程表

#### （幹事会関係資料）

## 司法修習委員会幹事会（第6回）議事概要

### 6 議事

#### （1）配布資料説明

木村幹事長から，配布資料について説明がされた。

#### （2）協議

##### ア 集合修習の在り方

##### 科目間の連携・共通化

鈴木幹事から資料2 1 - 1について，出田幹事から資料2 1 - 2について，それぞれ説明がされた。

##### （宮川委員）

資料2 1 - 1の2に「民事の裁判官と弁護士には，要件事実による法的分析や事実認定に関する知識や技法が共通に必要とされる」とあるが，両者に共通する部分と，共通しない部分があると思う。

民事事件において，弁護士は，まず依頼者の人となりや生活関係，人間関係を全体的に把握しようと努力し，企業の場合は，企業体そのもの，企業の置かれている経済的関係を総体的に把握しようと努力する。そして次に紛争の全体像を把握しようと試みる。依頼者のニーズが必ずしも法的解決でない場合もあり，生活相談的なものや事業相談的なものにも対応していかなければならない。

紛争の全体像を把握した後，証拠収集の容易性・可能性もみながら，法的構成を考えて争点を設定する。民事弁護士は，そのような作業に相当な時間とエネルギーを掛け，良い弁護士であれば，事件を裁判所へ持ち込む前に，大方こういった作業を終え，法廷では集めた事実・証拠に基づいて主張・立証活動を行う。このような弁護士の仕事を理解させる授業の組み立てが必要である。その意味で，共通化できる部分と，弁護士の独自性を発揮して教えていかなければならない部分とがあり，共通化を図ることに

も限度があると思う。

継続教育との関係，国民の司法参加との関係

鈴木幹事から裁判官の継続教育について，梶木幹事から検察官の継続教育について，若林幹事から弁護士の継続教育について，出田幹事から国民の司法参加と司法修習の関係について，それぞれが説明がされた。

(酒巻委員)

裁判官と検察官は何年かごとに義務的な研修があるが，弁護士の場合には，何か義務的な研修はあるのか。

(若林幹事)

必修の研修という趣旨であれば，新規登録弁護士研修は義務化されていると言える。それ以外の研修については正確に把握していないが，必修のものと任意のものがある。

(大橋幹事)

東京地裁では，東京三会と東京地裁破産部との間で開いている研修会に参加した者が破産事件の破産管財人になれるという仕組みを採っている。

(小池幹事)

裁判官や検察官の場合には，国民が選ぶことができないので，その資質・能力をシステムティックに高めていく必要がある。これには，専門性の高い分野に専門のセクションを置くという意味合いと，スキル等をシステムティックに高めていくという意味合いとがある。

これに対し，弁護士の場合には，顧客が弁護士を選ぶことができるから，継続教育の意味合いが裁判官・検察官の場合と違ってくると思う。そうすると，弁護士がどのような研修を受けたかという情報，弁護士業務の情報をオープンにすることと継続教育との関係が問題になってくるが，この点はどのように考えているのか。そもそも継続教育の問題は，新しい法曹養成制度の下で，専門性やスキルなどの資質がどう担保されるのかという問

題意識から出てきたものであり，弁護士の場合と裁判官・検察官の場合では問題状況が異なると思われるので，その辺りの考え方をおうかがいしたい。

（若林幹事）

現状では，各弁護士がその専門分野を表示することはあっても，この研修を受けた者だけがその旨表示することができるというようなものはないと思う。今後必要なら考えなければならないかもしれない。

（宮川委員）

現在，日弁連の弁護士業務改革委員会では，一定の研修を受けた者を専門家として認定する制度を検討していると思う。また，現に知財や税務訴訟等に関して数日間集中的に研修を受ける専門家研修というプログラムがあり，こうした研修プログラムを受講修了したことは自由に広告することができる。このような研修プログラムは，テキストも含めてかなり充実したもので，ビデオカメラを使って全国で同時に受講できるものもある。さらに日弁連の会員であれば，日弁連のホームページからそのビデオにアクセスして，いつでも視聴することができる。

関連して，2か月の集合修習は過密な内容になると思う。刑事弁護のカリキュラムに関し，現在の内容と，三十七，八年前に私が受けた内容とを比較してみたが，当時は，前期・後期4か月ずつだったが，情報量は現在の2分の1程度であり，教えられる内容はずっと少なかったと思う。私の刑事弁護教官だった坂上壽夫教官は，白表紙記録の中の事実を丹念に拾い上げ，供述調書と証言との間の矛盾，弁護側の手持ち証拠とのそご，そごが生ずる理由などを検討することを繰り返し教えられたと記憶している。坂上教官から教わったことが，私の刑事弁護の基本的なスキルになっていると改めて感じた。基礎教育については，与えられる情報量に比例してスキルやマインドが向上するというものではなく，情報がある一定量を超す

と、必ずしも相応した教育効果は上がらず、考えることではなく覚えることに向かってしまうのではないかと思う。2か月の集合修習の中で教えられる限度、考えさせる限度というものがあるのではないか。

また、集合修習の重要な側面の一つは、教官との人間的な触れ合いから学ぶことである。私も、教官たちからいろいろなスキルやマインドといったものを伝承されたと思うが、それらは語られた言葉ではなく、その人の行動、たずまいからイメージとして伝承されていることが少なくないことを感じる。カリキュラムが余りに過密でクラスの教官との人間的な触れ合いの機会がないという事態は好ましくないと思う。

(高橋委員長)

前回の資料18の表現に関して酒巻委員と小津委員から出されていた意見については、取りまとめ案を作成する際に配慮していただくことでよしいか。

(出席委員全員)

了承

#### イ 成績評価の在り方

荒井幹事から、資料22ないし24について説明がされた。

(宮川委員)

資料23で、厳密な成績評価が必要である旨の記載は集合修習のところにしかないが、特段の意味があるのか。

(荒井幹事)

プロセスとして平常成績を厳格につけるという考えなので、実務修習も含めて厳密な成績評価が必要であると考えている。

基本的な方針

(酒巻委員)

法科大学院も、成績不良者は落第させる、ある程度の単位が取れない場

合にはもう1年やり直させるといった厳格な教育と成績評価をすることになる。また、成績評価の方法も、大学によって違うと思うが、例えば一番良い成績は受験者の何パーセント程度にするといった形で教員の間である程度統一した付け方をするなど、厳格公正な評価をしようとしていると思う。

(高橋委員長)

法科大学院において厳密な成績評価をするための制度的な担保はあるのか。

(酒巻委員)

法科大学院については、いわゆる第三者評価機関ができる。法科大学院がきちんとした教育を行い、厳格公正な成績評価をしているかという点は、重要な評価項目になっていたと承知している。

(高橋委員長)

基本的な方針としては、資料23の1に記載のとおりでよいか。

(出席委員全員)

了承

実務修習・集合修習における成績評価

(今田委員)

厳密な評価をすることは何のためかということであろう。評価はいろいろと問題があって難しいが、どういう原則に基づいて成績評価をするのが若干分かりにくい。

資料23では、達成度の評定という言葉を使っているが、これは、絶対的な基準に合格しているかどうかではなく、何らかの尺度があってそれに沿ってランキングしていくということなのか。基本的には合否でよいのか、期待される法曹人としてのいくつかの要件を満たしているかどうか重要なのかという点が分かりにくい。飽くまで達成度の評定であれば、物差し

を使って学生を相対で評価していくことになる。成績評価は何のためであり、そのためにどのような評価の指標，判定の基準があるのかをもう少し分かりやすく書いていただきたい。

後に出てくる4段階評価，6段階評価というのは，飽くまでも相対の中での分布であるが，合否については絶対評価という言葉を使っており，何のために4段階，6段階に分けて評価するのか。本人に成績を開示するとなれば，6段階についての納得性が必要だが，修習成績が実際の就職等には意味がないという説明もされていて，目標と内実を充実させるなど，いろいろな要素があって難しいと思うものの，何のための評価であるのかが頭の中にすっきり入ってこない印象である。

（金築委員）

成績については合否だけでよいという考え方はあり得る。ただ，法曹として，ぎりぎりの合格，不可ではなく可が取れているだけでよいのかというと，そうではない。できるだけ高い能力を修習生が持つように努力しなければいけないし，そのように教育しなければならない。教育の目標としては，できるだけ高いものを目指すようインセンティブを与え，そういう気持ちで教育し，修習生も努力する必要があると思う。そのような意味では，本人の達成度を測って，それに基づいて教育をしていくことが成績評価の目的であり，これが一番はっきりしているのは，実務修習の成績評価である。実務修習の成績は，後期修習の際に，この修習生はどこが優れていてどこが足りないのか指導の参考となるので，段階的な評価をする必要はあると思う。後期修習や新しい集合修習の平常成績，考試の成績は，修習の最後の段階なのでそういう意味合いはないが，能力をできるだけ高めるための努力目標あるいは指導目標としての意味合いは持つと思う。今後本人に成績を開示するのであれば，実務についてからの本人の努力目標となるであろう。

また、現在の後期修習、考試の成績を段階的に付けている実質的意義の一つとして、司法修習生考試委員会に考試の成績を報告し最終の合否を決めるが、考試で不可を取った者について、短期間の補充で追試を受けさせるか、追試では足りず不合格にするかを決めるときには、平常成績も考慮されている。

(鎌田委員)

私の大学では、100点満点で採点をした上で、ランク付けをしている。学生に素点は知らせないが、80点以上は優、70点台は良、60点台は可、60点未満は不可という評定だけを知らせている。成績をもらうことで学生が自分の達成度を測ることができるという意味で、教育的な効果を目的としたものであり、これが成績評価の中心的な役割だと思う。

もう一つは、成績評価により序列を付けることで何らかの選別の手段として役立てることが行われている。現に、大学在学中の成績は法科大学院入学の合否に影響を与える。この意味で序列付けは非常に重要である。

さらに、私の大学は、学部学生の人数が多いため、競争講座システムを採っているが、どのクラスを選択したかにより不公平が出ないように、80点以上は何割などと大まかな基準を作って評価している。法科大学院では、その成績が就職先を選ぶ際の一つの有力な資料となるであろうし、学生としても、自分の努力を正当に評価してもらいたいという欲求があり、また自分の達成度を正確に測ることの有益性もあるから、単なる合否だけでなく、成績評価の基準を明確にすることが必要となる。

しかも、法科大学院は少人数教育なので、担当者によって成績の付け方が違うという不公平も避けなければならない。法科大学院の設置認可に際しても、成績評価の均質性・公平性をどのように担保するかが重視される。私の法科大学院でも、設置申請に当たり、成績評価の公平性の担保についての考え方が問われたので、100点満点で、90点以上がA、80点台

がB，70点台がC，60点台がD，60点未満がFの5段階評価とする，  
合否は絶対評価とする，合格者の中の割合はAが1割，Bが3割，Cが3.5割，Dが2.5割を目処とする，各クラスがその約束に従った成績評価  
をすることによって均質性を保持していくと回答したところであり，基本  
的にはこの形で進めていくことになると思う。

(高橋委員長)

年間3000人の法律家が生まれるとなると，場合によっては修習の成  
績が就職に影響してくることもあるのではないか。

(小池幹事)

現在でも，裁判官の任官については，下級裁判所裁判官指名諮問委員会  
で指名の適否について審議する際，例えば，法律家としての実績が10年  
も20年もある人はその実績を基に指名の適否を考えることができるが，  
新任判事補のように法律家としての実績がない場合は，法的分析能力，事  
実認定能力などの修習時代の成績が重要な意味を持っている。また，弁  
護士や検察官等から裁判官に任官する場合も，修習終了後10年くらいの間  
は，修習時代の成績が大きなファクターになると思う。

なお，3000人体制の下で弁護士の採用の形態が今のような青田買い  
になるのか，あるいは，内定の意味にもよるが，成績がひどければ内定が  
だめになるシステムになるのかといった辺りのことはまだ想像の域を出な  
い。

(高橋委員長)

私の法科大学院では成績優秀者を表彰し，これを成績証明書に記載する  
ことにした。法科大学院としても，成績優秀者が良い法曹になることを期  
待しているし，評価について責任を負っているので，将来，少なくとも弁  
護士事務所に就職する際には，この取組みが意味を持つだろうという予測  
をしている。

達成度を評定することが修習生にとってどういう意味を持つかという点については、学生の場合には、自分の経験では、合否判定のみでは勉強しなくなる。弁護士会の研修でも、単に出席さえすればよい研修では盛り上がりに欠け、インセンティブが出てこないように思う。

(今田委員)

成績評価により研修の中身が充実する部分、メリハリといったものが必要でないか。例えば、総合型実務修習の場合には、従来型と異なり、多様なニーズがあり、自主的な取組みという位置付けを持つプログラムになるから、プログラムの中身、目的に応じた成績評価の在り方も一つの案としてあり得るのではないか。修習生が自分で立てたプログラムなので、その中身が充実していたかどうかの判定は、本人自身が自己目標の観点から自己評価をすることも考えられる。もちろん、指導弁護士が評価についてアドバイスをすることはあるかもしれない。ただ、評価を今後の研さんのエネルギーとするものとするならば、厳しい尺度に基づいて厳密に外から能力評価をし、そのような強制によって一生懸命努力し勉強するシステムは、意味がないとまでは言わないが、もう少しメリハリを付けてはどうか。自分のやりたいことに見合うエネルギーが出てくるという内発的なものを引き出す方向性は今回の司法制度改革の問題意識でもあるから、せっかく新しい総合型実務修習を設けるのであれば、そうした工夫も一つの案としてあり得るのではないか。

(鎌田委員)

法科大学院の総定員は司法試験の合格者数に比べてかなり多いので、法科大学院の段階では、選抜の過程、正にプロセスとしての選抜として、序列を付け、場合によっては落第させて人数を絞り込んでいくことが非常に重要な役割であり、序列を付けることに大きな意味があると思う。ただ、法科大学院を出て司法試験を通過してもそのままでは法曹資格を与えられな

いような人が修習に入ってくるとすると、プロセスとしての選抜養成の一端を担う修習あるいは最後の二回試験の過程で人数を絞り込む方式を考えなければならない。そうではなく、司法試験が資格認定の最も重要な試験で、修習の過程では選別ということは余り重要でないとなると、必ずしも厳格な相対評価で順位を付けなければならないものではなく、場合によっては絶対評価で「全員よくできました」でもよいのかもしれない。要するに相対評価原則を厳格に採る必要があるのかどうかという点が問題である。

また、本人への成績開示との関係でも、大学や法科大学院の場合には、1年次の成績を見て2年次に頑張るという形での自己研さんの指標になるが、修習の場合には、その後に教育機関がないにもかかわらず、最後になって成績をもらうから、厳密な意味で順位を付けることにどれほどの意味があるのかは、もう少し考える必要がある。3000人にもなれば、全員が弁護士になるわけではなく、企業に入るなど、いろいろな意味で修習の成績を持ってその後競争することになるので、序列が付くことに意味があるし、それが世間に開示されることに意味があるとも考えられる。ただ、大学でもできる限り成績は開示しているが、入学試験については、不合格者には点数を知らせるものの、合格者に対しては、同じ条件の下で一緒に将来に向けて研さんしてもらうために、合格したという以上の情報は出さないといった形で、目的により開示の内容を少しずつ変えている。二回試験についても、資格試験であるならば、司法試験と同様に合否だけを本人に知らせればよいし、何番かに重要な意味があるならば、それも知らせる必要がある。プロセス重視の考え方から言えば、むしろ最後のペーパーテストに修習中の平常点を加えた評価の仕方を考えてもよいのかもしれない。

(宮川委員)

総合型実務修習で成績を付けないのは、共通の物差しがないからという

ことに尽きると思う。司法修習課程には、社会に対して一定水準の質の法曹を保証する責任がある。その水準に達していない者については不合格とすることが求められているところであると思う。社会に対する関係では合否の判定だけでよいと思うが、教育効果や学習意欲を高めることを考えると、ある程度多段階で評価するということが必要である。ただ、二回試験のように、体調等によって実力が発揮できない一発試験の場合に、6段階で評価し、その試験結果がその後も影響し続けるということは考え直したかどうか。4段階程度の大まかなものでもよいと思う。一方、集合修習では、教官が2か月間全体を総合的に判断するので、やや細分化した成績評価がよいと思う。経験からすると、6段階程度の区分けは十分にできる。また、教育効果を高めるという観点からも6段階評価は適切であると考えらる。

(金築委員)

司法修習における成績評価は、必ずしも序列を付けるのが目的ではなく、法曹資格を与えるかどうかという修習終了の意義から考えると、基本的には絶対評価でよいと思う。ただ、絶対評価による合否だけで十分かといえれば、先ほど述べた成績の持つもう少し広い意味合いのほか、現実問題としては絶対評価による合否の判定もなかなか難しいところがある。最低基準が何かというのは大変難しく、不可を付けるときは、各科目で大変な議論になるようである。絶対評価でよいところを相対評価を取り入れて段階付けをしているのは、現実問題として相対評価の中で一つの絶対的な基準を見ているという面があるように思う。

(高橋委員長)

将来見直すことはあるかもしれないが、ここでの議論としては、資料2の2にあるように、成績評価は、各課程ごとに達成度を評定するということと、合否だけではなく段階的に評価するということでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

評価の観点としては、資料22の2(1)に法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等とあるが、これでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

資料22の2(2)の最初の分野別実務修習については、4段階程度の絶対評価を基本とする。ただし相対評価を加味することもあるということ  
でよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

次の総合型実務修習についてはどうか。

(金築委員)

今田委員から、自己評価的なものを入れてはどうかという御指摘があったが、最終的な評定は評定すべき立場にある者がするものの、その前提としては、当然、自己評価的なものが入ってくるものと予想している。

(今田委員)

自分で立てたプログラムなのだから自分で評価をするのだというメッセージは、修習生にとっては意義があると思う。自分のことは自分で責任を取るという意味で、自主性をより引き出すようにしていただければ、総合型実務修習を設けた意図がうまく達成できるのではないか。

(宮川委員)

分野別実務修習は4段階程度の絶対評価が基本とあるが、可や良をつけ

られた人から異議が出ることもあると思うので、これまで以上に説明可能な評価でなければいけない。平常成績について、集合修習のみならず、実務修習においても厳格な評価をするという以上、分野別実務修習についても、各実務庁に評価基準を明示することと、絶対評価とはいえ、優・良・可の大枠の割合を示すことが必要ではないか。

(酒巻委員)

評価の基準を厳格にしなければいけないという話が出たが、今までの6段階の成績評価と成績開示との関係がはっきりしなかったのではないか。本人に成績が知らされるのであれば、自分はどのくらいなのか、頑張ろうという話になる。そういうことになると、宮川委員がおっしゃったように、優などの割合をはっきりさせる必要がある。

(金築委員)

実務修習における裁判所や検察庁での評価は相対評価的な色彩があるように思う。これに対し、弁護修習の場合には、大きい単位会では合同修習などで全体をみて相対評価をしているようだが、一人一人の修習生を見ている限りでは相対評価は難しい。ただ、可を付けられた人が不満に思うときに、「全体から見ると君は下の方だからしょうがない」と相対評価的な観点から本人に納得させる方法が現状では一番やりやすい。今回4段階にしてはどうかという提案がされたのは、非常によくできる人とぎりぎり合格の人は明かであり、中間はみな良でよいという考え方に基づいて評価することを明確にすることで、裁判・検察と、弁護との間で成績の付け方の差を小さくするねらいもある。弁護では、これからも相対的な観点を取り入れた評価は難しい点はあるかもしれないが、段階を減らせば相当違ってくるのではないかと思う。

(白木委員)

集合修習などでは、起案を何回も見たりするので序列化は容易だが、実

務修習では非常に難しい。その意味では、簡素化して優・良・可・不可のランクぐらいだと実務修習でも割合容易に成績を付けやすい面もあるので、現場のサイドとしては賛成である。

(高橋委員長)

基本的な考え方のところでは根本的な問題が出されたが、その点を仮に達成度を評定するものを前提にすると、実務修習における成績評価は、資料22の2(2)にあるような形でよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

集合修習における成績評価については、資料22の2(3)のとおりでよいか。

(出席委員全員)

了承

司法修習生考試(二回試験)の在り方

(金築委員)

法曹にとって一般教養は大変重要であり、試験をしないと勉強しない通弊が日本人にはあるので、現在の考試のような教養科目についても、やらないよりはやった方がよいとは言える。ただ、非常に厳しい日程などの条件を考えると、教養科目を削ることはやむを得ないと思われる。司法修習という専門教育においても、教養について刺激を与え続けることは必要であるが、基本的には、限られた期間の司法修習のカリキュラムの中で教養を積み上げることを教育の目標とするのは難しい。決して教養を軽視しているわけではないが、一回の試験で、教養を測ることは實際上非常に難しいことや、コスト対効果の面を考えると、教養科目の廃止はやむを得ない選択ではないか。

(白木委員)

私が修習したときには考試の教養科目はペーパーテストではなく、簡単な口述試験であった。

(高橋委員長)

決して教養を軽視するわけではないという点は確認するが、簡素化等の関係で教養試験を廃止する方向で考えるということによいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

次の口述試験の廃止であるが、新しい司法試験でも口述試験は廃止されるようであり、法科大学院の入学試験で面接を受けない人については、ずっと口述試験的なものは受けないということになるが、この点はいかがか。

(金築委員)

口述試験の方が能力がよく分かる面があることは間違いないが、落としでいい、良くできるという判断をするには30分でも足りない感じがする。そうすると、3000人ともなれば、膨大な時間が掛かるし、試験委員等を増やす場合には、公平になるような質問を考えて緻密に採点基準などを決めても、やはり相当な差が出てしまう。筆記と口述を両方実施した方がよいと思うが、人数が増えて簡素化せざるを得ないときに、どちらかとなると、筆記を残さざるを得ないと考えている。

(高橋委員長)

口述試験は廃止するというによいか。

(出席委員全員)

了承

成績開示

(高橋委員長)

酒巻委員は、多段階評価するなら開示するのが本来だというお考えか。

(酒巻委員)

そのような趣旨である。現在は、二回試験を通れば、それぞれの職に就く世界であり、普通は、二回試験を乗り切るよう頑張ればよいということで、出来不出来、細かな評価までは気にしなかったのだろうと思う。その基本部分が変わらないとすると、なぜ6段階まで細かく成績を付けていたのだろうかという感想を持った。

(宮川委員)

今までは、法曹人口も少なく売り手市場であり、雇う側も成績にはこだわらないような大らかな社会だったので、成績開示は余り求められなかったが、これからは法律事務所も行政官庁も会社も、法科大学院や修習時代の成績の開示を求める時代になるだろう。これは、社会的には当然のことと考えられるので、そういうことに対応できる仕組みを作らなければならない。司法試験でも成績を開示して異議申出制度を考える方向にあるので、司法修習についても同じように対応していかななくてはならないのではないかと。

(高橋委員長)

せっかく苦心して多段階評価をしているなら、本人にも示して、本人の励みあるいは反省の材料にするのがよいのではないかと。弊害があるかどうか分からないが、大きな方向性としては成績開示の方に踏み込むということとでよいか。

(金築委員)

私もおそらくそういう方向で考えることにはなると思うが、弊害がないかどうかの確認も必要であるし、個人情報保護法の関係等、法的な検討も必要であろう。また、他の試験との並びという問題も現実問題としてはあると思う。この辺りのことも勘案しながら検討していく必要があるのでは

はないか。

(高橋委員長)

法科大学院でも、成績を開示することで、ぎすぎすした雰囲気をもたらし、助長することのないよう配慮しなければならない。また、本人の努力を正当に評価する雰囲気が必要であり、上から強制的に序列を付けられることで暗い雰囲気にならないよう努力しなければならない。その精神は司法修習課程でも同じだろうと思う。ただ、弁護士も専門分化が始まっており、世間の選別の目は厳しくなってくるであろう。

成績開示あるいは二回試験の在り方全体については、最終的には考試委員会に委ねるが、司法修習委員会としては、資料22の3にあるような方向を是とするということによいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

修習という課程において、なぜ合否だけではいけないのかという根本問題は残されたのだろうと思うが、取りあえず、これまでの経験的な事実からすると、合否だけではなく、多段階的な評価をしてはどうか、そうだとすると資料23のような方向で考えてはどうかということが、本日のまとめになるかと思うが、それでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

次回は、移行期、司法研修所の管理運営等の問題について議論をお願いしたい。幹事会で次回の議論のたたき台の作成をお願いしたい。

(出席幹事全員)

了承

( 3 ) 今後の予定等について

第7回の委員会は5月14日(金)午後3時から開催されることが確認された。

前回、委員会の予備日として決定した7月23日(金)の開催時刻を、午後3時から、午前11時に変更することとした。

第7回の幹事会は4月22日(木)午前10時から開催されることとなった。

( 以 上 )